

## 「屋外貯蔵タンクの検査技術の高度化に係る調査検討会」開催要綱

## (目的)

第1条 危険物を大量に貯蔵する屋外タンク貯蔵所は、過去の甚大な流出事故等の教訓を踏まえ、補修工事や保安検査等の際には各種検査を行い、その健全性を確認することとされているが、現在の検査方法の中には多くの時間や費用がかかるものもある。

これを踏まえ、タンク底部の腐食防止用のコーティングを一度剥離して溶接箇所欠陥の有無を確認する溶接部検査や、大量の工業用水を使用して変形や漏えいの有無を確認する水張検査について、検査水準を確保したうえで新しい技術を用いて検査方法の高度化・合理化を図るため、新しい検査方法に必要な性能、運用方法等について検討を行うことを目的に開催する。

## (調査検討事項)

第2条 検討会は次の事項について調査検討を行う。

- (1) 屋外貯蔵タンクのコーティング上からの底部溶接部検査に関する事項
- (2) 屋外貯蔵タンクの水張検査の合理化に関する事項
- (3) その他必要な事項

## (組織)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、前条各号に掲げる調査検討事項の内容に応じて、消防庁予防課危険物保安室長が委嘱する。

- 2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故があるときは、座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 5 検討会は原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

## (任期)

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱日から平成31年3月31日までとする。

## (庶務)

第5条 検討会の庶務は、消防庁予防課危険物保安室において処理する。

## (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

- 2 検討会には、委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、平成28年9月12日から実施する。